

Rainbow Times

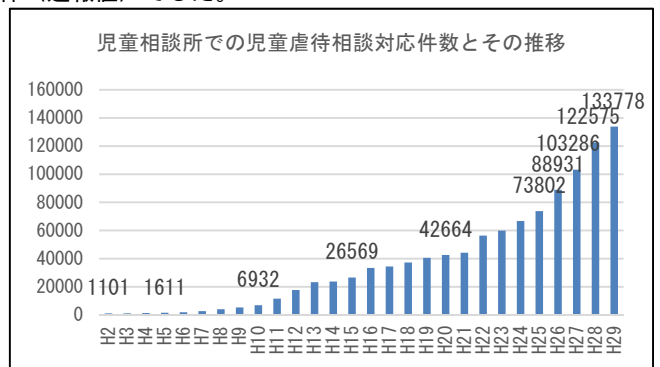
—児童虐待相談対応件数—

8月に平成29年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数が発表されました。児童虐待の件数について各国で統計がとられています。国によって何をもちえて児童虐待とするのか基準は様々です。ここでは、前号の児童虐待転居ケースと同じく、日本とイギリスの現状を見てみましょう。

～日本の場合

日本では、虐待（疑いも含む）が発見され、児童相談所に通告・相談され、児童相談所が虐待として対応した件数がいわゆる「児童虐待件数」としてとらえられることが多いかと思えます。平成29年度中に全国210ヶ所の児童相談所で児童虐待相談として対応した件数は、133,778件（速報値）でした。

平成2年度に統計を取り始めて以来、増加の一途をたどっています。この統計値は、あくまでも児童相談所における「対応件数」であり「発生件数」ではありません。また、その時代の施策や社会的な意識により増加幅は変わるともいわれます。実際、ここ数年の件数増加の内訳をみると「心理的虐待」が増加しており、その通告元の多くは警察です。児童が同居する家庭において、配偶者間暴力があった場合、いわゆる面談DVとして警察から児童相談所に通告されるようになったことが背景にあります。このように、児童虐待対応件数は児童虐待の実態を把握する参考値とはなりますが、実態についてはその意味をよく吟味し、検討することが大切でしょう。



～イギリスの場合

教育省の発表統計によれば、2016年度の通告件数は646,120件でした。これは全国にある地方自治体のChildren's Service(日本の児童相談所にあたる)に寄せられた相談総数です。英国では、通告後24時間以内に、ソーシャルワーカーが通告を受取り「現時点では介入しない」か「ニーズや虐待に関するアセスメントを行う」かを決定します。全通告のうち「介入しない」と判断されたのは約10% (66,040件)で、大半のケースにアセスメントが行われます。アセスメントの結果、支援が必要でないと判断されたケースは27.8% (179,930件)であり、多くのケースはなんらかの支援計画が策定されています。通告元は警察が27.5%で最も多く、学校(17.7%)、保健・医療(14.4%)、自治体(13.6%)と続きます。通告件数は、過去8年間、子ども1万人あたり519.5人から571.7人の間で推移し、2016年度は548.2人でした。

人口が日本の半分弱の英国で通告件数がこれだけ多い理由には、自治体への通告全件をカウントしていることに加え、加害者は親だけではなく子どもと成人全てに含まれることや(数は少ないですが10歳以上であれば加害者として起訴されることもあり)、「虐待」には身体的、心理的、性的虐待、ネグレクトのほか、ネット上の虐待、性的な搾取、いじめやネット上のいじめ、女性器切除(女性割礼)、人身売買、子どもへの害のある性的な行動なども含まれることが考えられます。また、警察や保健・医療機関との間での情報共有が進んでおり、関係機関は児童虐待の問題に深く関与するように法律で定められていることも関係しているでしょう。DVケースは警察と自治体の間で情報共有し、児童保護計画・社会的養護下の子どもについては保健・医療機関との情報共有も国として進めています。

なお通告後、「支援が必要な子ども(Children in Need)」とされた子どもの数(2017年3月31日現在)は389,430人です。そのうち、①児童保護計画対象の子ども(Children on a Child Protection Plan; より重症ケース)は51,080人。②社会的養護の子ども(Looked after children)は72,670人で、子ども1万人あたり62人と、過去5年間でほとんど変化がない状況でした。

11月は児童虐待防止推進月間!

「オレンジリボンたすきリレー」

全国各地で開催!

子ども虐待防止の象徴であるオレンジリボンをたすきに仕立て、このたすきをリレーすることで、市民の方々に広く子ども虐待防止を呼びかけていきます。

2007年に東京・神奈川から始まり、年々その輪は拡がり、今年も14地域で開催されます。お近くにお住まいの方はぜひ応援ください!

詳しくはこちら

→<http://orange-tasuki.net/>

全国開催マップ



JaSPCAN おかやま大会

2018年11月30日(金)～12月1日(土)
岡山県倉敷市でJaSPCAN第24回学術集會が開かれます!

テーマは「想いをつむぐ」です。
虹センターもブース出展や研究報告をします。ブースでは虹センターの事業をご紹介します。ぜひお立ち寄りください。

情報発信の配信先アドレスの変更・配信停止等のご連絡はこちらまで。